

△第一報告▽

ムラからみた農政

酒田市農業委員会会長（北平田在住）

阿部順吉

事務局から、農政と農業がどのようなかかわりをもつていてるかをムラの立場から話してほしいということだった。農家の立場から言うと、国

の基本的農政が大きく影響を与えていたことは間違いないであろう。これに対して、県や市町村農政、つまり地域農政はあまり力がない、という基本的方向も間違いない。三割農政・自治と言われるが、それ以下の一割農政という印象を強く感じている。地域独自の財政的基盤が弱いということが農村の改革を妨んでいるわけで、その結果、全国版の農政の方向にわれわれ農民も関心を持つていかざるえないというのが基本である。

二

昭和三六年に農基法が生まれたが、バラ色の農基法ということで農家には表面的には歓迎されたと思う。しかし、この農基法の精神がその後の農政に生かされていない。その精神がいけなかつたのかとすると、そうでもない。それ以上に、日本経済の発展がその方向を歪めていったのではないか。その意味で、日本の経済における農業の占める力不足が表面に出てきた過去二〇年ではなかつたかと思う。

まず、農基法制定以後の農家経済の変化を庄内の米作地帯を中心に少しだけ解説したい。

表「略」は、庄内地方の農家経済推移である。農林統計調査で庄内をピックアップしたのが昭和二八年なので、それ以降のデーターを使っている。庄内の平均耕作面積は約一・七一・〇町であるが、これはその平均的農家のデータだと思つてもらえればよいと思う。五六年は庄内も不作で、この数字が妥当かどうか問題があるが、データがないのでこれを示した。表「略」にみるような各年度の作況で、昨年は統計的には六〇二キロとなつていて。

戦後庄内では平均耕作面積を作つていればなんとか生活できると言われていたが、これが農基法以降どうなつただろうか。この表「略」にみると、昭和四〇年では、約二町ちょっとと作れば生活できた。それが四五五年には三町層でやつと充足できる状態で、五〇年の六二〇キロという豊作の年でさえも三町でやつとある。五六六年は不作のせいもあって四町でやつと充足しているのである。つまりは、農家経済の落込みがここに現われている。次に、これをもたらした原因がなんであるのかを申し上げてみたい。

第一の原因。四五五年当時からプラスアルファ部門の研究がさかんに行われた。その結果、農業構造政策にともなつて畜産を主体とした大規模農家が出現してきたのである。これがうまく行けば農業所得と家計費のギャップを埋めることができたのだが、畜産の生産過剰と低価格により、とくに養豚は壊滅的な打撃を被つた。この結果、プラスアルファ部門の所得がゼロに等しいか赤字経営になつておらず、生活を補うことができなくなつていている。

第二の原因。第一次減反政策が出てきた昭和四六年の段階では、庄内にはあまり影響が出ていない。三一五%ぐらいの減反面積は、苗代区域で消化できた。例えば、酒田地域の低生産力地帯の希望農家が互助制度で消化しており、昭和五〇年の減反による減収までは農家経済にあまり影響は出ていない。影響が出てくるのは第二次減反に入つてからであり、表にみると六〇%台の所得率が五六六年には五五%しかなくなっている。これは転作面積が一三%前後の割当てになつていて、さらに酒田市を中心に四〇〇一五〇〇町の圃場整備が入つてきて、その結果、

農家経済の低迷が続いているのである。

このように国の農政が、農基法以後、農家経済に深刻な影響を与えている。これに対して県・市町村が救済できる施策を打ち出せるか、とうと何もできないと断言できる。市の農業関係予算も國のかかげる補助金の高いものを前面に押し出さざるをえない。市の単独事業の枠はごく狭められ、地方自治財政に対するしわ寄せが大きく響いていることを痛感させるものである。

三

次に、こうした外的要因で農家や村落自体が変えられてゆくことに対する抵抗をみるとしよう。今、私たちは圃場整備事業を土地改良区や県の考え方ではなくて、農家自身の考え方により進めてゆくことができないか、ということに昭和五〇年以来取組んでいる。これを報告して農政に対する農家の対応をみてゆきたい。

飽海郡では農業総合整備パイロット事業が発足し、これは私の方ではないが、それに従って県営圃場整備事業をやろうという話を持ちあがつてきた。そこで、私の方では北平田全域の一〇部落から三一四名の代表を出して調査委員会を結成し、北平田地区はどうするか話し合った。この話し合いに際して、その時点までに圃場整備事業を終えていた地区が庄内にも相当数あったので、調査にいってみた。様々な人から話を聞いて、圃場整備には多くの問題点のあることを発見した。圃場整備事業を受ける場合には、どの点を改善するべきかを明らかにし、その報告書も作成してみた。全体で三〇数点の問題点を明らかにし、その中の一〇余点を改善している。

ご承知のように、土地改良区が図面を作成し、農家へおろして同意書をとるというのが普通の整備事業である。これに対して、土地改良区が図面を作る前に、自分たちの考え方を入れた図面を作るというのが北平田第一圃場整備事業の発端で、次にこのへんを強調してお話ししたいと思うが、これは酒田農協の『土地基盤整備事業に対する農協の考え方』という報告にまとめられているので参照願いたい。

まず、部落レベルの調査委員は全五〇戸の調査を実施し、問題点を出していった。基礎データとして、各部落の団地数がどのくらいあるか、団地の変形しているものがどのくらいあるか、電柱が何本入っているか、暗渠のきかない面積、現状で水かけが困難になっている面積がどのくらいか、水害面積、泥炭地がどのくらいか、農家一戸当たりの団地数がどのくらいか、などを明らかにしていった。これをもとにして現状を検討し、その上で部落座談会に入っていたわけである。その結果として五二年度から圃場整備事業に入っていたわけであるが、その段階でさらに将来のための基礎調査に入っていた。

この結果を話しておくと、①三条コンバインと一トントラックが交差できるよう、農道の中の採択基準四・〇メートルを四・五メートルに変えた、②反当二万円経費で表土扱いをさせた、③大型機械操作に危険なため、農道の高さの採択基準四〇センチを三〇センチに変更するよう要求、④排水の深さ一・二メートルの基準を九〇センチに底上げし、暗渠を三本から四本にする、⑤現在の耕地を一〇〇%確保するため、一・六%の減歩しか認めないよう計画、⑥農道の縦幹線を少なくして部落に入る幹線道路を広く多くとするようにする、⑦畜産施設、畑を団地化し、畑

団地には灌水施設をつける、⑧苗代団地化と灌水施設をつける、⑨農村公園の設置、を実現している。これらはみな、県営圃場整備事業の採択基準を修正させたものである。さらに、重要なことは、工事前に事前換地を行なったことである。団地は一農家二団地、一町以下は原則として一団地とするよう既に換地をすませている。

以上のこととを実現した要因は、自分たちで計画し、県や土地改良区が図面を作成する前に交渉を進めたことが大きいと思う。昭和五〇年から昨年まで各部門の専門委員会をつくり話し合いを重ねてきた。その結果、通常では不可能なことが実現できたのである。

四

農政に左右されず、自分たちの考えることを完全に実現するには、圃場整備の採択基準を変えたこの事例のように、ムラの中から力を積みあげてゆく必要がある。私の報告は、その一つの成功の事例ではないかと思う。結論を述べれば、農業に対しても農政は大きなかかわりをもつているが、市町村段階ではそれを跳ね返す力はない。部落の中で皆んなで話し合ってはじめて、その結果として農政や政治をえてゆくことができるのではないか。そうした努力なしに農村集落の将来はありえないのではないか。農政を変えることができるのは、やはり農民自身の力だと思う。